

春日井市情報公開・個人情報保護
制度施行状況報告書

(平成18年度)

春日井市

目 次

第 1	制度のあらまし	1
第 2	情報公開制度の施行状況	9
第 3	個人情報保護制度の施行状況	14
第 4	情報提供制度の施行状況	15
第 5	会議公開制度の施行状況	16
資料 1	平成 18 年度情報公開実施状況一覧表	17
資料 2	平成 18 年度個人情報保護実施状況一覧表	37
資料 3	平成 18 年度会議公開実施状況一覧表	43
資料 4	平成 18 年度情報公開・個人情報保護審査会答申	47

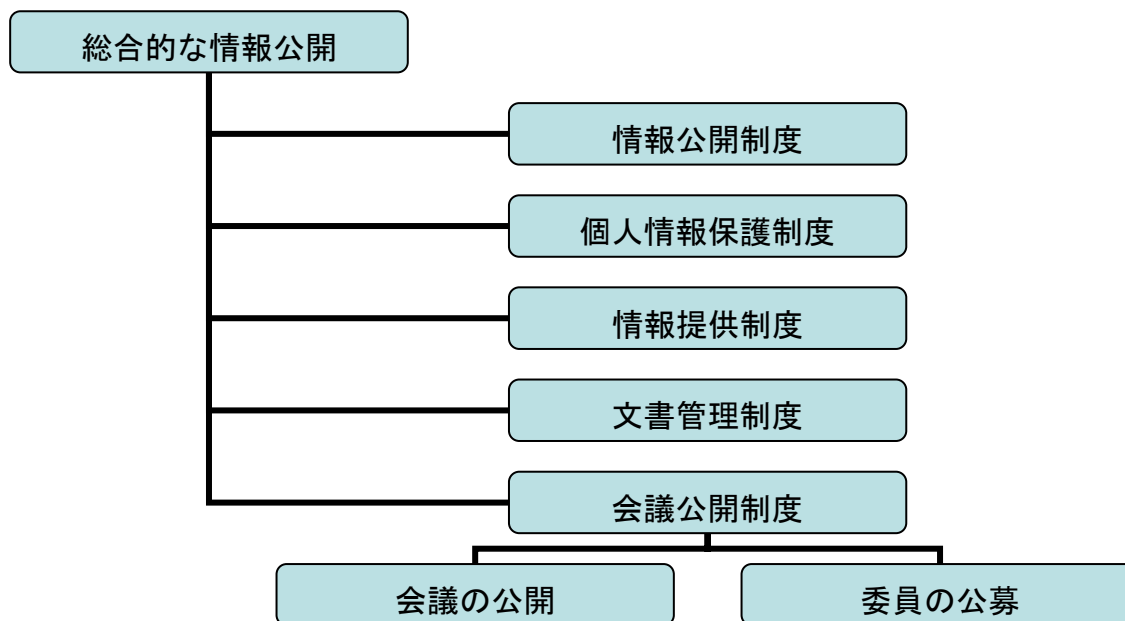
第1 制度のあらまし

本市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

【総合的な情報公開のイメージ】



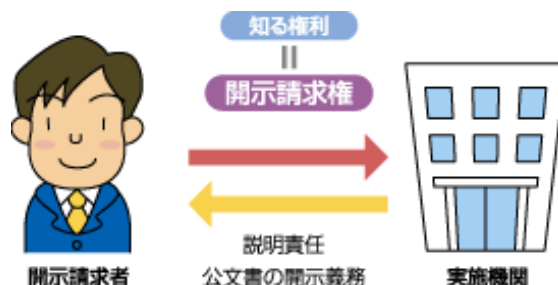
1 情報公開制度

本市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

【情報公開制度のイメージ】



(1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

(2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

(3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成13年4月1日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

(4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報 (1号)	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報 (2号)	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報 (3号)	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報 (4号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報 (5号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
審議検討情報 (6号)	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報 (7号)	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 開示請求の手續

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 不服申立て

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して不服申立てをすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定を行います。

(8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、情報公開の受付窓口に設置します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。

2 個人情報保護制度

本市では、春日井市個人情報保護条例を平成14年9月30日に公布し、平成15年4月1日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

(2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

(3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときは、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

(6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

(1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

(2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。本市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

市民の方がどのような文書があるか明らかにするため、全てのファイル名と文書件名を記載した文書目録を一般の閲覧に供しています。

(3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する要綱を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



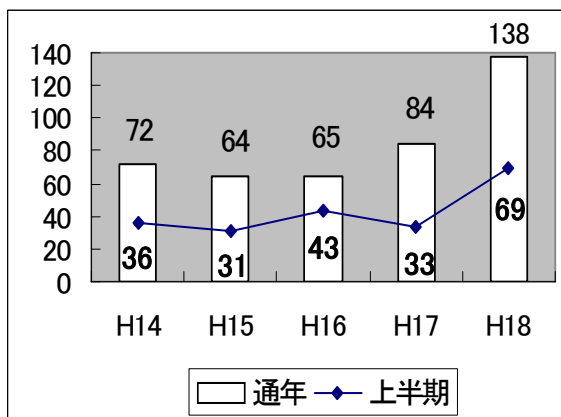
第2 情報公開制度の施行状況

1 開示請求件数

平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の公文書の開示請求の件数は、138件（請求50件、申出88件）です。

平成14年～18年度の件数の推移は、図1のとおり平成16年～18年度と連続して増加傾向にあります。

図1 本市の請求件数の推移



2 国、地方公共団体

(1) 国、主な都府県

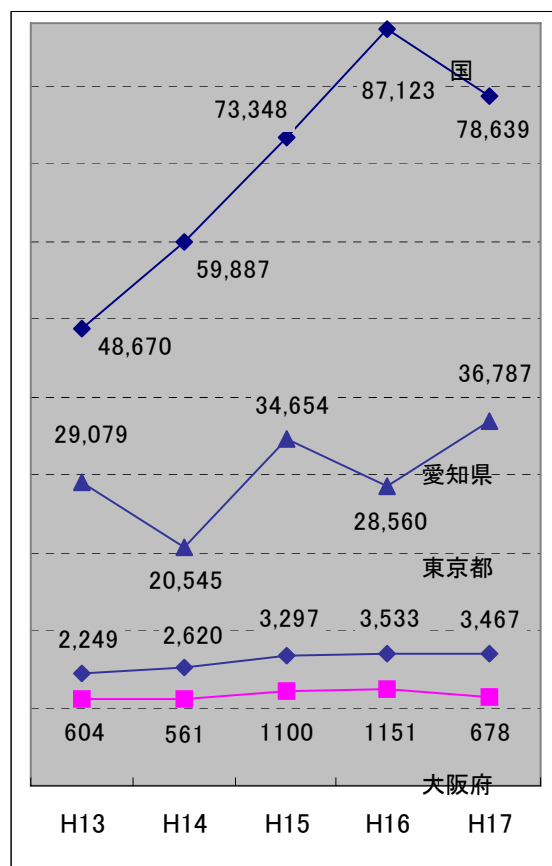
国と主な都府県における平成13年～17年度の開示請求の件数の推移は、図2のとおりです。

愛知県を除いて、請求件数は減少に転じています。

	H13	H14	H15	H16	H17
国	48,670	59,887	73,348	87,123	78,639
大阪府	604	561	1,100	1,151	678
愛知県	29,079	20,545	34,654	28,560	36,787
東京都	2,249	2,620	3,297	3,533	3,467

（備考）平成18年度の状況は、まだ公表されていないため、平成17年度までの状況とした。

図2 国等の請求件数の推移



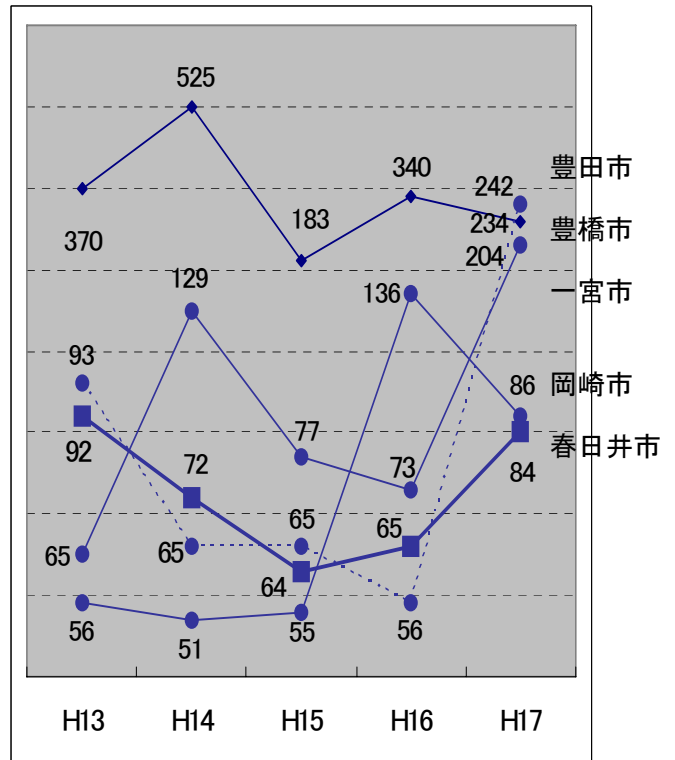
(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成13年～17年度の開示請求の件数の推移は、図3のとおりです。

	H13	H14	H15	H16	H17
豊橋市	370	525	183	340	234
一宮市	65	129	77	73	204
豊田市	93	65	65	56	242
春日井市	92	72	64	65	84
岡崎市	56	51	55	136	86

(備考) 平成18年度の状況は、まだ公表されていないため、平成17年度までの状況とした。

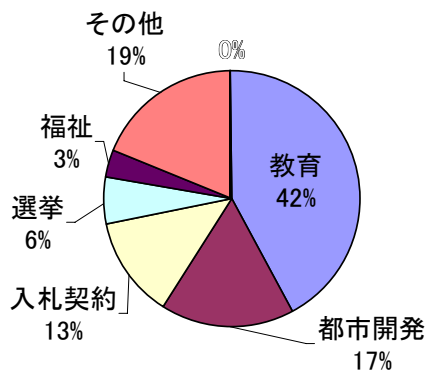
図3 県内市の請求件数の推移



3 開示請求の内容別件数

平成18年度の開示請求を内容別にみると、教育、都市開発、入札契約に関する請求が多くなっています。中でも、教育委員会会議録(※1)の開示請求(任意的開示申出(※2))が42件と突出しています。

図4 内容別割合



内容	件数
教育に関する事	58
都市開発に関する事	23
入札契約に関する事	18
選挙に関する事	8
福祉に関する事	5
環境に関する事	各 4×4
訴訟に関する事	
農地転用に関する事	
人事に関する事	
福利厚生に関する事	3
広聴に関する事	2
財政に関する事	各 1×1
政務調査に関する事	
病院に関する事	
その他	2
計	138

※1 情報公開条例施行日(平成13年4月1日)前の教育委員会会議録が請求対象

※2 任意的開示申出については2頁1(2)を参照

4 開示請求の内容別件数の推移

平成 14 年～18 年度の請求内容の上位 3 をみると、教育、都市開発、入札契約などの分野が増加傾向にあります。

年度	1	2	3
H14	教育 (22 件、31%)	環境 (13 件、18%)	入札契約 (10 件、14%)
H15	入札契約 (18 件、28%)	教育 (14 件、22%)	都市開発 (9 件、14%)
H16	教育 (18 件、28%)	入札契約 (12 件、18%)	人事・都市開発 (6 件、9%)
H17	教育 (38 件、45%)	都市開発 (14 件、17%)	入札契約 (9 件、11%)
H18	教育 (58 件、42%)	都市開発 (23 件、17%)	入札契約 (18 件、13%)

5 部局別請求件数の推移

平成 14 年～18 年度の部局別の上位 3 をみると、教育委員会及び建設部の件数が増加傾向にあります。

年度	1	2	3
H14	教育委員会 (35 件、49%)	環境部 (10 件、14%)	総務部・議会 (5 件、7%)
H15	教育委員会 (17 件、27%)	健康福祉部 (10 件、16%)	建設部 (9 件、14%)
H16	教育委員会 (25 件、38%)	建設部 (13 件、20%)	総務部 (8 件、12%)
H17	教育委員会 (39 件、46%)	建設部 (17 件、20%)	環境・健康福祉 (6 件、7%)
H18	教育委員会 (72 件、52%)	建設部 (26 件、19%)	総務部 (15 件、11%)

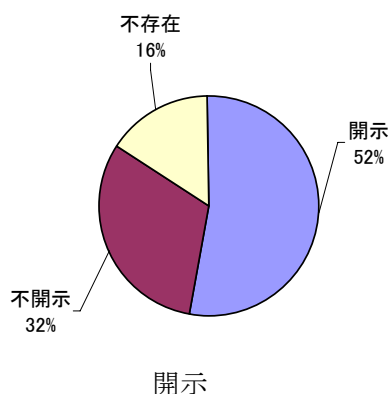
6 開示決定等の件数

平成 18 年度の開示決定等の件数は、次のとおりです。

処理区分	件数
開示	76
(うち全部開示)	32
(うち一部開示)	44
不開示	46
不存在	23

※取下げ 9 件

図 5 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

7 開示決定等の件数の推移

平成14年～18年度の
開示決定等の件数の
推移は、右表のとおり
です。

平成18年度は、主に
教育委員会における不
開示決定の件数が増加
し、公開率が低下して
います。

年度	請求 件数	処 理 状 況					公開率
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	
H14	72	39	30	3	3	8	92%
H15	64	25	30	3	7	4	85%
H16	65	16	39	3	5	8	87%
H17	84	12	47	26	3	2	67%
H18	138	32	44	46	23	9	52%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の
決定等があることによります。

8 部局別の処理状況

平成18年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求 件数	処 理 状 況					公開率
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	
教育委員会	72	7	10	45	11	4	23%
建設部	26	8	11		8	2	70%
総務部	15	11	6	1	3	1	81%
健康福祉部	6	1	4			1	100%
環境部	5	1	3			1	100%
市民経済部	4		4				100%
財政部	4	2	2				100%
市民病院	3		3		1		75%
市長室	2	1	1				100%
春日井市議会	1	1					100%
下水道部	0						
消防本部	0						
企画調整部	0						
水道部	0						
勝川地区総合整備室	0						
監査委員	0						
計	138	32	44	46	23	9	52%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

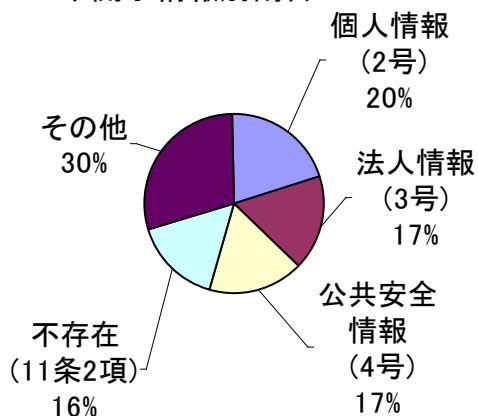
9 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図6のとおりです。

2号の個人に関する情報が不開示情報の主なものとなっています。

不開示情報	件数
個人情報(2号)	31
法人情報(3号)	25
公共安全情報(4号)	25
不存在(11条2項)	24
その他	45
計	150

図6 不開示情報別割合



(備考) 号数は、春日井市情報公開条例第7条の各号を指しています。(3頁参照)

「その他」とは、教育委員会において、条例施行日前に作成又は取得した公文書に係る任意的開示申出を条例施行前の文書につき対象外として不開示としているものです。

10 不服申立て・審査会答申の状況

平成14年～18年度の不服申立て・審査会答申状況は、下表のとおりです。

不服申立ての件数は、平成14年～17年度で減少傾向にありましたが、平成18年度は教育委員会に対して1件の不服申立てがありました。

答申の詳細は、次のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kasugai.aichi.jp/somu/somu/sinsakai/top.html>

年度	不服申立て件数	諮問された件数	諮問されなかった件数	処 理 状 況					未処理	
				決 定				取下げ		審議中
				棄却	認容	一部認容	その他			
H14	5	5	0	2	1	2	0	0	0	
H15	2	2	0	1	1	0	0	0	0	
H16	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H18	1	1	0	0	0	0	0	0	1	

第3 個人情報保護制度の施行状況

1 開示等請求件数

平成18年度の個人情報の本人開示請求件数は22件、訂正請求件数は1件です。

平成15年～18年度の推移を見ると、平成16年度は一旦減少しましたが、17年度、18年度は連続して増加しています。

年度	開示	訂正	利用停止	合計
H15	14	1	0	15
H16	1	0	0	1
H17	6	1	0	7
H18	22	1	0	23

2 開示決定等

平成15年～18年度の開示決定等の状況は、右表のとおりです。

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

年度	請求件数	処 理 状 況					
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	不訂正	訂正却下
H15	15	9	4	1	1	0	1
H16	1	1	1	0	0	0	0
H17	7	2	2	1	3	1	0
H18	23	13	8	0	4	1	0

3 不開示の理由

一部開示における不開示理由は、開示請求者以外の個人情報(3号)6件、法人情報(4号)4件、公共安全情報(5号)4件、事務事業情報(7号)1件です。

4 不服申立て・審査会答申の状況

不服申立て及び審査会答申の状況は、下表のとおりです。

平成18年度は教育委員会に対する不服申立てが3件ありました。答申の詳細は、47頁以降及び次のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kasugai.aichi.jp/somu/somu/sinsakai/top.html>

年度	不服申立て件数	諮問された件数	諮問されなかった件数	処 理 状 況					未処理 審議中
				決定				取下げ	
				棄却	認容	一部認容	その他		
H15	1	1	0	0	0	0	1	0	0
H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H17	1	1	0	0	1	0	0	0	0
H18	3	2	1	0	1	0	0	1	0

(備考) H15 その他欄は、審査会の諮問対象外の事案になります。

